

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	小平市 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務【令和4年10月31日終了】 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の内容	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円の現金を給付する。また、本給付金は、公的給付の支給等に迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録などに関する法律第9条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和3年デジタル長告示第9号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている(なお、本事業において特定個人情報ファイルとして管理することになる支給対象者は、情報連携を実施する令和3年1月2日以降の転入者のみである。)
③対象人数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10万人以上30万人未満</div> <div style="text-align: center;"> <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とひもづけ、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システムの接続機能 中間サーバー、既存住基システム及び団体内統合宛名との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティー管理機能 アクセスログの保存等を行い、セキュリティー管理をする。</p> <p>9 職員認定・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れの削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム) </div> </div>
システム2~5	
システム9	

3. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金対象者ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第73条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">実施する</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の121の項 【情報提供】 なし
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	小平市健康福祉部生活支援課
②所属長	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金対象者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の住民基本台帳に記録されている者
その必要性	給付金の支給判定のため、他の市区町村の課税状況の確認が必要。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [<input type="radio"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<個人番号、その他識別情報> 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有する。 <4情報、その他住民票関係情報> 市都民税課税情報照会の対象者であることを正確に特定するために保有する。 <地方税関係情報> 当該給付金の支給対象となるかを正確に特定するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年12月23日
⑥事務担当部署	健康福祉部生活支援課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民部市民課、市民部税務課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	番号法第9条第1項 別表第1 第101の項の規定による住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に係る業務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部生活支援課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	他の市区町村の課税状況を突合し、支給判定を行う。	
情報の突合	・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、個人番号対応符号と団体内統合宛名番号で突合する。 ・世帯情報等と所得情報(地方税関係情報)を突合することにより給付の支給要否等を決定する。	
⑥使用開始日	令和3年12月23日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託しない] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件	
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する記録項目>

DV 確認 機関コード 個人法人区分 小平個番 氏名 氏名カナ 住所 生年月日 生年月日不詳フラグ 性別 団体内統合宛番号 有効フラグ レコード識別番号 現住所 現住所地番 現住所方書漢字 現住所郵便番号 個人履歴番号 氏名漢字 事務コード 事務手続コード 事務手続名称 事務名称 取りやめ事由 取りやめ事由コード 取りやめ日時 受付日時 住民事由コード 住民事由名称 住民日 処理通番 処理通番の枝番 消除事由コード 消除事由名称 消除日 照会ステータス(特定個人情報単位) 照会ステータス(特定個人情報単位)名称 照会ステータス(明細単位) 照会委任元機関コード 照会委任元機関名称 照会ステータス(明細単位)名称 照会処理結果メッセージ 照会側不開示コード 照会側不開示コード名称 情報照会者機関コード 情報照会者機関名称 情報照会条件 情報提供者機関コード 情報提供者機関名称 情報提供内容 情報提供内容名称 世帯番号 姓カナ 前住所 前住所コード 前住所コード5桁 前住所地番 前住所方書漢字 前住所郵便番号 中間サーバー受付番号 中間サーバー受付明細番号 中間サーバー登録日時 提供の求めの日時 提供の日時 提供委任元機関コード 提供委任元機関名称 特定個人情報の項目の確定時点 特定個人情報の項目の修正日時 特定個人情報の項目の版番号 特定個人情報の項目コード 特定個人情報の項目名称 特定個人情報の版番号 特定個人情報名 特定個人情報名コード 不開示コード 不開示コード名称 部署コード 部署名称 未設定事由 名カナ 有効期間終了日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金対象者ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報システムからのデータ抽出時には、システム運用会社と調整の上、令和3年1月2日以降の転入者かつ令和3年度税情報を所持していない、令和3年12月10日時点で小平市内に住民票を有する者に対象者を限定している。 <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定され、住基システムを管理する委託業者に対し、必要な情報のみをデータ抽出するよう依頼している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住基システムから抽出されたデータはCSVファイルにて提供され、中間サーバー以外のシステムとの連結は行われていない。 ・IDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
①住民基本台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを中間サーバーへ登録する際には、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定している。	

- ②特定個人情報を使用する場面は、本市への転入者について、転出元市区町村へ令和3年度市都民税課税情報を照会するためのみに限定されている。
- ③情報政策課より受領したCSVファイルには、団体内統合宛名番号のみが記され個人番号が含まれない。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>(1)宛名システムとの連携では以下の措置を行っている。 ・中間サーバーとの連携内容のアクセスログを記録し、不正な提供が行われていないかを監視する。 ・中間サーバーからの要求内容のみ提供を行うように、システム上担保している。</p> <p>(2)中間サーバー・ソフトウェアでは以下の措置を行っている。 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><小平市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員に対して、個人情報保護に関する研修を実施する。 ・委託先においては、全従業員に対し、eラーニング等による個人情報保護、情報漏えい防止、機密情報管理に関する基礎を授ける教育を行う。また、各役割に応じた教育プログラムを設け、必要に応じて集合教育を行う。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	健康福祉部生活支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1333番地 電話番号 042-341-1211 内線2552
②請求方法	書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉部生活支援課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1333番地 電話番号 042-341-1211 内線2552
②対応方法	窓口・電話等での問い合わせには随時対応する。その中で必要なものについては、本市の情報公開・個人情報保護の関係条例・規則等の規定に従って適切に取り扱う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年9月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

